

昇降機関係基準整理表

○利用円滑化基準(令第13条第2項第五号)

	多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用	不特定多数の者が利用
	1以上の昇降機	1以上の昇降機
必要階停止	○	○
出入口幅	80cm	80cm
かご奥行き	135cm	135cm
乗降ロビー高低差排除	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	150cm
車いす使用者対応制御装置	○	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○
昇降方向の表示	○	○
かご床面積	-	1.83㎡
車いすの転回に支障がない構造	-	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
制御装置の点字表示	○	○
昇降方向の音声案内	○	○

2,000㎡以上の建築物に設けるものに限る

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

○利用円滑化誘導基準（規則第12条）

	多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用		不特定多数の者が利用	
	すべての昇降機	1以上の昇降機	すべての昇降機	1以上の昇降機
必要階停止	-	○	-	○
出入口幅	80cm	80cm	80cm	90cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm
乗降ロビー高低差排除	○	○	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	150cm	150cm	180cm
車いす使用者対応制御装置	-	○	-	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○	○	○
昇降方向の表示	○	○	○	○
かご床面積	-	1.83㎡	1.83㎡	2.09㎡
車いすの転回に支障がない構造	-	○	○	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	-	○	-	○
制御装置の点字表示	-	○	-	○
昇降方向の音声案内	-	○	-	○

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る